

に申訳けたる通りであるが、現助教が就任してから事務更替が不足していた

ので、助教が事務を執つていたので、助教としての任務を完全にできなかったが、今度の事

務更替の増加で、助教としての任務を出来ることになったから、二名の條例となつてもい

ふ現在のまゝやつてみたいと考えてゐる。私達の意向も、自分達にも責任があるので、機構

の改正等により一級の手配をしたいと思ふことであらう。前職部の多いことは、事務能率にもよ

くないと考へたことである。然し、専任途上の当所としては二人専任にしようとするとも考

へらねるもので、理事審議してもらひたい。この提案理由を説明する。

一、第十番(高橋三郎) 系系構成員である。

一、第十一番(設楽善和) 二名置く と思ふことであつて、直に二人にしたことはならないが

一、第十二番(岸徳太郎) 一人置くであつても可い。

一、第十三番(岡村幾太郎) 他の町別として、当所専任しよう、特に海外関係の専任が、必要と考

へらねるもので、現在の助教、助教が二人に立たないと思ふことではないと考へる。

一、第十四番(岸徳太郎) 現状ではすまないと思ふ。尚、海外的なことも考へる必要になつて来るので

一、第十五番(岸徳太郎) 所長の説明を聞いて、議決する必要はないと思ふ。たゞ、このようになり

出したが、増員したくない。よりに、増員するが、その必要はないと思ふ。

一、第十六番(岸徳太郎) 仕事にも二種あり、一つは常務にたつてはならないこと、外に新しく企画して行ふは

事がある。今、新しく企画して行ふには、二名の必要と考へる。

一、第十七番(岸徳太郎) 平常で行ふが、必要にするが、所長としては、何れにするか考へてゐるが、

一、第十八番(岸徳太郎) 中には、おかしな問題であると思ふ。ど一としても、必要はない。又、校の増員と

この問題もあるが、現在の状況では、他の前職の事業も見込がたない。今、一般

の委員に、おかしな行つて行かないと考へてゐる。

一、第十九番(高橋三郎) 議長より、議決に認める。小は、議長各位としては、よく同意である。

あるか、と思ふことである。

一、議長(加藤市義) 休憩 する旨を告げる。午後二時三十分

一議長(加藤市義)二出席する者も告げる

午後三時十分

一議長(加藤市義)休憩の中の話によると、町長は、議会が積極的な支持するなら三人にする、平常通りに行なう現状でよいと云ふことであり。議会の意向は積極的に行きたうと云ふことであるので、東京市通り二人置くことなら結論になると考へられる。

一町長(岩傳次郎)議長の云はれる通りである。

一第五番(田村福一)東京市議院につき決定したいと述べた。

一議長(加藤市義)第五番談じつに合議に諮り、全会一致につき、東京市通り決定する旨を告げる。

日曜葛西(議事堂並々名)福西グラウンド施設買収の件

一議長(加藤市義)やはり議院として第一議院を申く旨を告げる。

書記朗読

一町長(岩傳次郎)グラウンド管理の件については先般の協議会の際、述べた各案により、協議し、未完成の箇所は急ぎ施設し、柵の廣告、売店等は田村義太郎氏に管理させ

尚別に東側の空地を田村義太郎氏に貸付けたいことを説明する。

一第五番(田村義太郎)現在のグラウンドを改造して競輪場とも考へたが、都と交渉したところ、譲りにならぬといふことが、はっきりしたので、その件は見込がなく、なかつた。

一議長(加藤市義)グラウンドの東側スタンド拡張についての土地の問題は、去る二月五日の都農地委員会でも、議決した。此の議決は、以前建設部から持込まれた当時、議決は、文拂はして、比較的安全に決定したものであることを説明し、本会市について、田村義太郎氏が、合議に諮り、全会一致につき、東京市通り決定する旨を告げる。

會議録署名議決選舉

一議長(加藤市義)署名議決選舉署名は、署名権者より署名者を議決したい旨を合議に諮り、全会一致で、署名権者に署名することに決する旨を告げた。署名権者一人一人に合議に諮り、署名議決を決定す。

川口金吉、田村福一、高橋三郎

一議長(加藤市藏) 会議を閉するを告げる

一議長(加藤市藏) 本議会を閉会するを告げる

午後 三時四十分

本會議の議事を録しその相違(ちがひ)二点を証するためエに署名する

昭和二十四年八月二十九日

福生町議會議長

加藤市藏

議員

高橋三郎
川窪金吉
田村祐一



昭和二十四年福生町議會之議錄

一昭和二十四年九月二十三日福生町議會臨時會を福生役場に招集する

一應招議會長の通り

第四番 田村幾太郎

第三番 設樂美知

第五番 横田壽照

第四番 川窪金吉

第六番 天野由三

第五番 田村祐一

第七番 田村信

第六番 高橋三郎

第八番 高橋角藏

第七番 田村宇一

第九番 村尾昌三

第八番 森田幸藏

第十番 杉森 真

第九番 田村栄吉

第十一番 加藤市藏

第十番 村野茂平

第十二番 高水藤太郎

第十一番 平井如五郎



第五番 井上岩水郎 第六番 田村利一
 第七番 賈井伊作

一、会議の事件の通り

第一 助役選任について

第二 選挙要求書

第三 福生町営球場使用條例設定について

第四 福生町警察取組無條例設定について

第五 昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正事業案について

第六 福生町国民健康保険條例の一部改正について

第七 議員の辞職承認について

一、議長(加藤市義)九月二十日午後一時三十分開会を宣す。

一、地方自治法第百五條の規定により議長の請求により出席した者名の通り

市長 岸 徳太郎

副市長 齋藤 吉太郎

主事 木 田 重

一、本会の書記名の通り

原 誠 大 野 忠一

佐藤 三 郎

一、議長(加藤市義)九月二十三日午後一時三十分開議を宣す。

一、出席議員名の通り

田村 幾太郎 横田 壽昭 天野 由三 田村 信

高橋 角義 村尾 昌三 杉 森 貞 加藤 市義

高水 藤太郎 設樂 美知 川 窪 金吉 田村 福一

高橋 三郎 田村 宇一 森田 幸義 羽村 栄吉



村野長平 平井如五郎 井上岩太郎 貫井甲作

田村利一

一議長(加藤市義)本会の会期を一日とする旨を告げる

日程第一(議案第三十九号)財政選任について

一議長(加藤市義)本件を議題として第三読会をおこなう旨を告げる

書記 朗読

一町長(岸徳水郎)現所議の川窪金吉氏を選任したから同意を求める旨を述べらる。

一議長(加藤市義)討論を委員会の結果に望みとすべしとなり議長と村野議長とが川窪氏

に会い即答を求めたがその旨を諸君に述べた旨の討論を委員として報告をす。

一議長(加藤市義)果議がないから本議に認り金令一致賛成につき原案に同意す

る旨を告げる

日程第三(議案第四十号)選挙要求について

一議長(加藤市義)本件を議題として第一読会をおこなう旨を告げる

書記 朗読

一町長(岸徳水郎)選挙管理委員会。任期は二年であるが途中改正せし三年となつてゐる。

本年十月五日を以て仕期満了にちなるので、委員四名補正委員四名も選定してもらいたい

旨を述べらる。現在では岸や清水堂、有藤菊義、渡辺健二郎、天野久幸、

神志愛井上嘉造、おん恵三、坂本政宗、大野常若の八名である。

一第二十三番(平井如五郎)会費をあげて人選したい

一第十五番(田村福一)会費は地域によつて差をたい

一第十八番(高田幸義)第十五番説に賛成である委員の数は各地に二名とし、委員は議長のみ

指名にしたい

一議長(加藤市義)第十八番説について合議に認り全委員賛成につきその旨を報告する

高橋角義、高水藤太郎、高橋三郎、田村福一、田村宇一、貫井甲作

一議長(加藤市義) 二十分間休憩する旨を告げる (午後二時五十分)

一議長(加藤市義) 田合する旨を告げる (午後二時五十分)

一議長(加藤市義) 各委員の結果次の者を詮議したるを告げる

委員 田中政一 榎本牧宗 井上嘉造 野島宗十郎

榎本村尾輝吉 木村泰七 森田廣助 田村富十郎

一議長(加藤市義) 右の者を報告し全会一致につき決定する旨を告げる

日程第三(議案第四十五号) 福生町宮野球場使用條例設置について

一議長(加藤市義) 本件を議題とし第一読会を用いるを告げる

書記 朗読

一町長(岸塚水郎) 福生グラウンド全施設の移管に伴い、二小が運動場の基本方針を樹

てる必要が生じた。日程案理由を説明する。

一第廿番(高橋三郎) 使用料金により維持できぬ。

一第十八番(森田幸義) 一収会計より余り多額を支払ふべしは困る。

一町長(岸塚水郎) 常備人も二名置くべきであるが、此の給ふ其他の経費全部も使用料によ

り賄ふことは困難であるが、厚生施設費の多額の支払は止むを得ないと思

ふ。

一議長(加藤市義) 本件について果議がないからか、今議に諮り全会一致につき原案を通

り決定する旨を告げる。

日程第四(議案第四十六号) 福生町警察委員会徴収金徴収例設置について

一議長(加藤市義) 本件を議題とし第二読会を用いるを告げる

書記 朗読

一町長(岸塚水郎) 従前の警察徴収金の例によつて定められた警察委員会徴収金の徴収例をその

の法に整備はたい。あらたに具体的に規定する必要がある。二小が本案提出の理

由である旨を告げる。

一、第五番(田村通一)第ニ條。他の委員は任期三年とあるが、第五番の委員は任期がないが、その点の由あり

一、所長(岸徳太郎)左記経歴者は選任するに任期を施すが、第五番は任期がないので別に委員として任期を定めなかった。

一、議長(加藤市義)本件について異議がないか、会議に諮り異議がないので承認する。決定する旨を告げる。

日程第五(議案第四十三号)

昭和二十五年厚生所納入歳入増加更正予算案(第三回)

一、議長(加藤市義)本件を議題とし第一読会を仰ぐ旨を告げる

書記朗読

一、所長(岸徳太郎)本第二回追加予算案の内容について説明する。

一、議長(加藤市義)納入について異議ないかを諮る。

一、第五番(田村通一)家屋税附加税は改正により倍となったが、追加額は倍になつていないが、

一、所長(岸徳太郎)当初予算案を完結したものであつたものの倍額となつていない。

一、第五番(田村通一)現在の納税の納入状況はどうか

一、所長(岸徳太郎)余りよいではない。

一、議長(加藤市義)納入歳入について異議がないかを会議に諮り、全会一致につき第三読

会を略案とする旨を決定する旨を告げる。

日程第六(議案第四十四号)厚生所国民健康保険條例の一部改正の件

一、議長(加藤市義)本件を議題とし第一読会を仰ぐ旨を告げる。

書記朗読

一、所長(岸徳太郎)改正について説明する。

一、議長(加藤市義)本件について異議がないかを会議に諮り異議がないから承認する旨を告げる。

決定する旨を告げる。

日程第七(議事第四十五号)議長の辭職承認について

一議長(加藤市藏)議員川窪金吉氏より即敘就任のための辭職方申出があつたので承認したい旨を述べ、議に諮る。

全堂 承認に賛成する。

一議長(加藤市藏)全堂一致につき承認する旨を告げる。

一議録署名議員選舉

一議長(加藤市藏)署名議員選舉は指名推薦により指名者を議長としたい旨を會議に諮り全堂異議がないので指名推薦によることに決する旨を告げ、右の者を指名し一名毎に會議に諮り異議なく決す。

田村宇一 森田幸藏 羽村栄吉

一議長(加藤市藏)會議を利用する旨を告げる。

一議長(加藤市藏)本議會を閉会する旨を告げる。

午後 四時三十分

右會議の議案を録しその相違ないことを証するため二に署名する。

昭和二十四年九月二十二日

福生町議會議長 加藤市藏

議員 田村宇一

森田幸藏

羽村栄吉

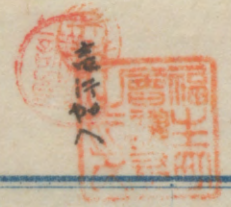
昭和二十四年福生町議會口議錄

一 昭和二十四年十一月十日福生町議會定例会を福生町役場に招集する。

一 應招議員五名。通り

- | | |
|------------|-------------|
| 第一番 並木伸松 | 第十三番 設樂美知 |
| 第二番 児島信一 | 第十五番 田村福一 |
| 第五番 横田壽昭 | 第十六番 高橋三郎 |
| 第七番 天路由三 | 第十八番 森田幸義 |
| 第七番 田村信 | 第十九番 森田誠重 |
| 第八番 高橋角義 | 第二十番 羽村栄吉 |
| 第十番 杉森英 | 第二十一番 村野茂平 |
| 第十一番 加藤市義 | 第二十二番 平井初五郎 |
| 第十二番 高水藤太郎 | 第二十三番 井上岩次郎 |

一、会議の事件上の通



第一 昭和三十三年度福生町歳入歳出認定の件
第二 福生町民健康保険條例の一部改正の件

一、議長(加藤市恭)十月十九日午後一時四十分開会を宣す

一、地方自治法第百三十一條の規定により議長、諸本にようて出席した者上の通

町長 岸 徳太郎

助役 齋藤 吉太郎

助役 川 峯 金吉

一、本会の書記上の通

強読 大 野 忠一

〃 佐藤 三郎

一、議長(加藤市恭)午後一時四十五分開議を宣する

一、出席議員上の通

並木 小松 児富 信一 横田 壽昭 天野 由三

田村 信 高橋 角義 杉 森 真 加藤 市恭

高水 藤太郎 牧 樂 美知 田村 福一 高橋 三郎

森田 幸義 森田 誠重 羽村 栄吉 村 野 花 平

平井 初五郎 井上 岩太郎 栗井 甲作 田村 利一

一、議長(加藤市恭)本会の会期を一日とする旨を告げる

日程第一(認定第一) 昭和三十三年度福生町歳入歳出決算認定の件

一、議長(加藤市恭)本件を議題とし第一読会を命じるを告げる

書記 初読

一、町長(岸徳太郎)三十三年度は当初予算三十二万四千七百六十円であったが、初終追加予算等は、

一、六、七、四、五、田その中の中学校建設費四七、二、五、田を引いても三、倍、余の増加とならぬ